

性別適合手術の保険適用について

1. 施設基準について

<施設基準>

- (1) 形成外科、泌尿器科又は産婦人科を標榜する一般病床を有する病院であること。
- (2) 当該保険医療機関に関連学会が認定する常勤又は非常勤の医師が 1 名以上配置されていること。
- (3) 当該保険医療機関において、医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 4（性同一性障害の患者に対して行うものに限る。）に掲げる手術を合わせて 20 例以上実施していること。ただし、当該保険医療機関において、形成外科、泌尿器科又は産婦人科について 5 年以上の経験を有し当該手術を合わせて 20 例以上実施した経験を有する関連学会が認定する常勤の医師が 1 名以上配置されている場合は、この限りではない。
- (4) 関連学会のガイドラインを遵守していること。
- (5) 当該手術を実施する患者について、関連学会と連携の上、手術適応等の治療方針の決定及び術後の管理等を行っていること。

2. ホルモン製剤の投与について

- 性同一性障害に対するホルモン製剤については、薬事承認上、当該疾病に対する効能効果を有するものは存在しないため、ホルモン製剤の投与に関する保険診療上の取扱いは従前の通り。
- 当該疾病に対して、性別適合手術とホルモン製剤の投与を一連の治療において実施する場合は、原則、混合診療となる。